

令和7年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ その他 ）

No	1	府 省 庁 名	内閣府
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 （複数税目）		
要望 項目名	日本学術会議の法人化に伴う税制上の所要の検討		
要望内容 （概要）	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 「日本学術会議の法人化に向けて」（令和5年12月22日内閣府特命担当大臣決定）において、「日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会中間報告において、日本学術会議には、科学の進歩への寄与と科学の成果を通じた国民及び社会への貢献、課題解決に向けた学術的・科学的助言などの機能が求められており、世界最高のアカデミーを目指し、これらの機能を十分に発揮できるようにするためには、政府等からの独立性を徹底的に担保することが何よりも重要であることから、国とは別の法人格を有する組織になることが望ましいとされたことを踏まえ、日本学術会議を国から独立した法人格を有する組織とする。」とされたことを受け、現在、日本学術会議の在り方に関する具体的な検討を深めるため、同有識者懇談会の下に、組織・制度ワーキング・グループ及び会員選考等ワーキング・グループを設置して検討を進めている。 従来国の組織であった日本学術会議を法人格を有する組織へ移行する場合に、今後設立されることとなる新たな日本学術会議。 ・ 特例措置の内容 従来国の組織であった日本学術会議を法人格を有する組織へ移行する場合に、新組織の運営を円滑に行うため、税制上の所要の措置を検討する。		
関係条文	—		
減収 見込額	[初年度] — （ — ） [平年度] — （ — ） [改正増減収額] — （単位：百万円）		
要望理由	（１）政策目的 日本学術会議が、学術の進歩に寄与するとともに、国民から理解され信頼される存在であり続けるという観点から、同会議に求められる機能及びそれにふさわしい組織形態を見直し、同会議を国から独立した法人格を有する組織とすることも俎上に載せて議論し、得られた結論に則った組織とする。 新たな日本学術会議は、世界の学界と提携して科学の進歩に寄与し、科学の向上発達及び科学の成果を通じて、国民の福祉及び我が国の発展に貢献し、ひいては人類社会の福祉に寄与することを目的とする。 （２）施策の必要性 我が国及び世界が直面する社会課題の複雑化・深刻化が進み、国民生活や政策立案に科学的な知見を取り入れていく必要性がこれまで以上に高まってきている中で、意思決定を行う政府にとってはもちろんのこと、社会や国民にとっても、日本学術会議の知見や役割はますます重要になってきている。 日本学術会議の在り方については、これまでも累次にわたり改革が求められてきた中、「経済財政運営と改革の基本方針 2023」（令和5年6月16日閣議決定）において、「これまでの経緯を踏まえ、国から独立した法人とする案等を俎上に載せて議論し、早期に結論を得る」と記載された。 上記閣議決定を踏まえ、学術の進歩に寄与するとともに、国民から理解され信頼される存在であり続けるという観点から日本学術会議に求められる機能及びそれにふさわしい組織形態の在り方について検討するため、内閣府特命担当大臣の下に「日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会」を設置して検討を進め、「日本学術会議の法人化に向けて」（令和5年12月22日内閣府特命担当大臣決定）において、日本学術会議を国から独立した法人格を有する組織とすることとされたことを受け、現在、日本学術会議の在り方に関する具体的な検討を深めるため、同有識者懇談会の下に、組織・制度ワーキング・グループ及び会員選考等ワーキ		

	ング・グループを設置して検討を進めている。 なお、「経済財政運営と改革の基本方針 2024」（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）においては、「日本学術会議が世界最高のアカデミーとして科学の向上発達及び科学の成果を通じて、国民の福祉及び我が国の発展に貢献することを目的とし、その機能を強化するため、独立性の徹底、自律的な進化と透明性・ガバナンスの担保に向け、独立した法人格を有する組織として必要な法制の検討等を進める。」と決定された。 従来国の組織であった日本学術会議を法人格を有する組織へ移行する場合に、新組織の運営を円滑に行うため、税制上の所要の措置を検討する。
本要望に 対応する 縮減案	—

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策 27. 日本学術会議 施策 31. 日本学術会議に関する施策の推進
		政策の達成目標	新たな日本学術会議が、世界の学界と提携して科学の進歩に寄与し、科学の向上発達及び科学の成果を通じて、国民の福祉及び我が国の発展に貢献し、ひいては人類社会の福祉に寄与すること。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	期限の定めのない措置
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	1 法人
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	税制上の措置を講じることにより、新たな日本学術会議において、科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること、科学に関する各種ネットワークの構築・活用、国民及び社会との対話の促進などにより、科学の発展と社会課題の解決に資すること並びに科学の発展、我が国及び人類社会の課題解決への貢献を目指して、国際的な連携・交流を進めることなどの機能を効率的に実施することが可能となり、国民の福祉及び我が国の発展に貢献し、ひいては人類社会の福祉に寄与する。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税について、同様の要望を提出している。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	日本学術会議は、昭和 24 年に内閣総理大臣の所轄の下、独立して職務を行う「特別の機関」として設立され、わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させるためにこれまで活動を行ってきた。 現在、日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会において、その在り方に関する具体的な検討を進めているが、新たな日本学術会議の使命及び目的は「日本学術会議の法人化に向けて」（令和 5 年 12 月 22 日内閣府特命担当大臣決定）において、「我が国の科

		学者の内外に対する代表機関として、科学（自然科学だけでなく、社会科学及び人文科学のすべてを含む。）が国民及び人類共有の知的資源であり、科学の進歩と科学の成果の活用は国民及び人類の福祉に資するものであるという確信に立って、国民の総意の下に設立される。新たな日本学術会議は、世界の学界と提携して科学の進歩に寄与し、科学の向上発達及び科学の成果を通じて、国民の福祉及び我が国の発展に貢献し、ひいては人類社会の福祉に寄与することを目的とする。」とされていることを鑑みると、従前と同様、極めて公共性の高い業務を担う組織であるといえる。 また、同決定においては、政府が必要な財政支援を行うこととされていることからしても、限られた予算の中で効率的にその機能を果たしていく必要があり、新組織の公共性を鑑み、税制上の措置を検討することが妥当である。
--	--	---

これまでの 税負担軽減 措置等の 適用実績 と効果に 関連する 事項	税負担軽減措置等の 適用実績	—
	「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	—
	税負担軽減措置等の適 用による効果（手段と しての有効性）	—
	前回要望時の 達成目標	—
	前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	—
これまでの要望経緯		—